（道路運送車両法関係手数料規則の一部改正）

第三条　道路運送車両法関係手数料規則（平成二十八年国土交通省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	
第二条第五号の十の燃料制御保護装置	
第二条第五号の十一のガス容器取付装置	
第二条第五号の十一の二のガス容器及びガス容器附属品	
第二条第五号の十一の三のガス容器附属品	
第二条第五号の十二のガス容器取付装置	
（略）	
（略）	

改正前	
第二条第五号の十の燃料制御保護装置	
第二条第五号の十一の燃料タンク取付装置	
第二条第五号の十二の燃料タンク取付装置	
（略）	
（略）	

別表第一

改正後	
自動車審査試験項目	自動車審査試験項目別費用額
一～十の二　（略）	（略）
十の三　保安基準第八条第六項に係る試験（圧縮水素ガス（水素ガスを主成分とする高圧ガスをいう。）を燃料とする自動車（以下「圧縮水素燃料自動車」という。）に係る試験に限る。）	二十七万円
十の四～三十　（略）	（略）
三十一　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料装置の強度及び構造に係る試験（第五号、次号及び第三十一号の四に掲げる試験を除く。）（圧縮天然ガスを燃料とする自動車（以下「圧縮天然ガス燃料自動車」という。）（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に限る。）に係る試験に限る。）	十八万七千円
三十一の二　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（圧縮天然ガス燃料自動車（大型特殊自動車を除く。）に係る試験に限る。）	百七十一万九千円
三十一の三　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（液化天然ガスを燃料とする自動車（以下「液化天然ガス燃料自動車」という。）（大型特殊自動車を除く。）に係る試験に限る。）	三十五万二千円

別表第一

改正前	
自動車審査試験項目	自動車審査試験項目別費用額
一～十の二　（略）	（略）
十の三　保安基準第八条第六項に係る試験（圧縮水素ガス（水素ガスを主成分とする高圧ガスをいう。）を燃料とする自動車に係る試験に限る。）	二十七万円
十の四～三十　（略）	（略）
三十一　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料装置の強度及び構造に係る試験（圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車に限る。）に係る試験に限る。）	十八万七千円